

固定資産の現所有者申告書

年 月 日

(宛先) 中島村長

中島村税条例第74条の3の規定により現所有者を次のとおり申告します。

(現所有者 送達先)	住所 (所在地)	〒		—		被相続人との続柄	
				(電話番号)			
	フリガナ					生年月日	
	氏名 (名称)					年 月 日	
被相続人	死亡時の住所	〒		—		死亡年月日	
						年 月 日	
	フリガナ					生年月日	
	氏名					年 月 日	
☐ 被相続人に係る全ての固定資産 ☐ 下記(別紙添付資料)のとおり							
所有する土地	所在地番	地目	面積 (㎡)		登記名義人		
所有する家屋	所在地番	家屋番号	種類	構造	床面積(㎡)	登記名義人	
相続登記の状況 (該当する番号に○印をしてください。)		1 相続登記は 年 月 日に完了しています。 2 相続登記は 年 月 日頃までに完了する予定です。 3 相続登記は当面予定ありません。					

○太線内のみ記入してください。 ○提出先：税務課

※村処理欄

課長	課長補佐	係長	課員	係	台帳修正	備考

代表者以外の現所有者	氏 名	生年月日	被相続人との続柄	住 所 等
				〒 ー
				(電話)
				〒 ー
				(電話)
				〒 ー
				(電話)
				〒 ー
				(電話)
				〒 ー
				(電話)
				〒 ー
				(電話)
				〒 ー
				(電話)

- ・この申告書は、固定資産税の納税義務者を変更するために相続関係を申告していただくためのものです。
- ・申告書の提出後、相続登記をされるまでの間は、現所有者の方に固定資産税が課税されることとなり、送達先とされた方に納税通知書が送付されます。ただし、提出の時期によっては、申告書の処理が間に合わず、従来の所有者名で送付される場合がありますので予めご了承ください。
- ・相続登記をされた場合は、申告書の提出は必要ありません。この場合、登記の日の翌年から始まる年度分から登記簿上の所有者の方に課税されます。なお、相続登記は、登記所での手続きが必要です。